

ハワイ州親権・監護権概要

京都産業大学法学部教授 山口亮子

ハワイ州家族法外観

ハワイ州法は 5 部門から成り、家族法は「第 3 部門：財産；家族」に含まれるが、他の州と同様、ハワイ州家族法は独立した法典である。第 3 部門は第 28 編以下 5 編からなり、家族法は第 31 編に置かれている。

第 31 編は第 571 章「家庭裁判所」から始まり、子の監護権はその中の第 5 部「手続きと判決」に規定されている（第 4 部は少年法の規定である）。第 577 章「子ども」には、成年の定義、子の不法行為に関する責任、親の監督と義務等が規定されている。

TITLE 31 Family

CHAPTER 571 Family Courts

- PART I. Establishment; Personnel
- PART II. Jurisdiction
- PART III. Initiation of Cases
- PART IV. Custody, Detention, and Shelter
- PART V. Procedure and Decree
- PART VI. Termination of Parental Rights
- PART VII. Juvenile Crime Prevention Bureau
- PART VIII. General Provisions
- Part IX. Military Deployment Provisions

CHAPTER 571D Juvenile Justice Interagency Board

CHAPTER 572 Marriage

CHAPTER 572B Civil Unions

[CHAPTER 572C] Reciprocal Beneficiaries

[CHAPTER 572D] Uniform Premarital Agreement Act

CHAPTER 573 Married Women

CHAPTER 574 Names

CHAPTER 575 Uniform Desertion and Nonsupport Act (Modified)

CHAPTER 576 Uniform Reciprocal Enforcement of Support Act

CHAPTER 576B Uniform Interstate Family Support Act

CHAPTER 576D Child Support Enforcement

CHAPTER 576E Administrative Process for Child Support Enforcement

CHAPTER 577 Children

[CHAPTER 577A] Legal Capacity of Minor Regarding Medical Care

Chapter 577D Primary Medical care for Minors Without Support

[Chapter 577E] Commission On Fatherhood

CHAPTER 578 Adoption

CHAPTER 579 Illegitimates: Paternity Proceedings

CHAPTER 580 Annulment, Divorce, and Separation

CHAPTER 581 Office of Children and Youth

CHAPTER 582 Interstate Compact on Juveniles

CHAPTER 582D Interstate Compact For Juveniles

CHAPTER 583 Uniform Child Custody Jurisdiction Act

[CHAPTER 583A] Uniform Child-Custody Jurisdiction and Enforcement Act

CHAPTER 584 Uniform Parentage Act

CHAPTER 585 Ex Parte Temporary Restraining Orders

CHAPTER 586 Domestic Abuse Protective Orders

CHAPTER 587 Child Protective Act

[CHAPTER 587A] Child Protective Act

Chapter 587D Safe Place for Newborns

CHAPTER 588 Children's Justice Program

親権・監護権の概念・内容

子に対する一般的な親の権利・義務については、＜第 31 編「家族」第 577 章「子ども」577-3 条「自然後見人；子の不法行為に対する責任」＞に規定されているが、父母間の権利と責任の平等を示すもので、子に対する監護権について具体的な規定はない。これは、親の子に対する権利（parental rights）は憲法上の権利として判例法上保障されているためであり、またアメリカの監護権法は裁判規範としての意味合いが強いため、自明の権利・義務については規定がないものと思われる。離婚等婚姻外で監護権が問題となる場合は、裁判所命令により決定されるため、裁判所が関わる監護権に関する詳細な規定が、＜571 章「家庭裁判所」＞におかれる。

＜571 章「家庭裁判所」571-2 条「定義」＞に、法的監護（legal custody）とは、「裁判所の判決により形成される関係」と規定されている。その内容は、「未成年者の身体的占有についての責任、未成年者を保護し、教育し、しつける義務、未成年者に食物、住まい、教育、日常の医療を提供する義務、残りの親の権利と責任にあるもの全てと、法的に選任された人の後見人の権利と責任」である（同条）。

「残りの親の権利と責任（residual parental rights and responsibilities）」とは、「法的監護権、又は人の後見を委譲した後、親に残る権利と義務を意味する。これには、相当の面会交流の権利、養子縁組若しくは婚姻の同意、及び養育費に対する責任を含む」（同条）とされており、法的監護権の行使が制限されても、親の権利として以上のものが帰属することを示すものと理解される。

離婚後の監護権

婚姻外では、どちらかの親の申し立てにより、裁判所の裁量で共同監護（joint custody）を付与することができるとされる（571-46.1 条）。ハワイ州では、共同監護形態を優先する方針は取っていない。法的共同監護が命じられても、必ずしも身上共同監護が付与されるわけではないとされる（同条）。しかし、子の最善の利益に有害であると証明されない限り、親、祖父母、兄弟姉妹、及び子の福祉に関係のある者に、裁判所の裁量により相当の面会交流権（reasonable visitation rights）が付与されなければならない（571-46 条 7 項）。

親は、監護権訴訟において合意に基づく養育計画（parenting plan）か、それぞれが望む別々の養育計画を作成し裁判所に提出しなければならない（571-46.5 条）、それが親により行われる監護権の内容となる。571-46.5 条に法的監護権、及び身上監護権、面会交流も含めた養育計画の内容が挙げられている。養育計画に合意がない場合、裁判所は親に教育やカウンセリングを受けさせたり、詳細な養育計画を発展させたりすることができる（同条）。

ドメスティック・バイオレンス、虐待の考慮

ハワイ州は、監護権付与につき、ドメスティック・バイオレンスや子への虐待について検討対象とすることを、571-46 条(a)項(9)号、同条(b)項に規定する。

変更 (modification)

571-50 条に、判決の変更、再審理が規定される。

転居

転居に関する規定は特にないが、判例法により、転居をする親に、転居が子にとって最善の利益であるとする証明責任が課せられる（Maeda v. Maeda, 794 P.2d 268 (1990).）。

州際間の監護権紛争

州際間の問題については、583A 章 UCCJEA に規定される（583 章は削除）。